

日銀シス第71号  
2019年8月2日

株式会社証券保管振替機構 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（担保関係事務）  
＜株式会社証券保管振替機構用＞」の一部改正に関する件

日本銀行では、振替社債等の担保差入の申出に関する事務を、口座管理機関<sup>(注1)</sup>が、担保差入金融機関等<sup>(注2)</sup>の依頼に基づき、日本銀行金融ネットワークシステムにより行うことを可能とすること等に伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2019年8月26日から実施することとしましたので通知します。

(注1) 社債等に関する業務規程に定める直接口座管理機関をいいます。

(注2) 日本銀行との間で「担保に関する基本約定」を結んだ金融機関等をいいます。

以 上

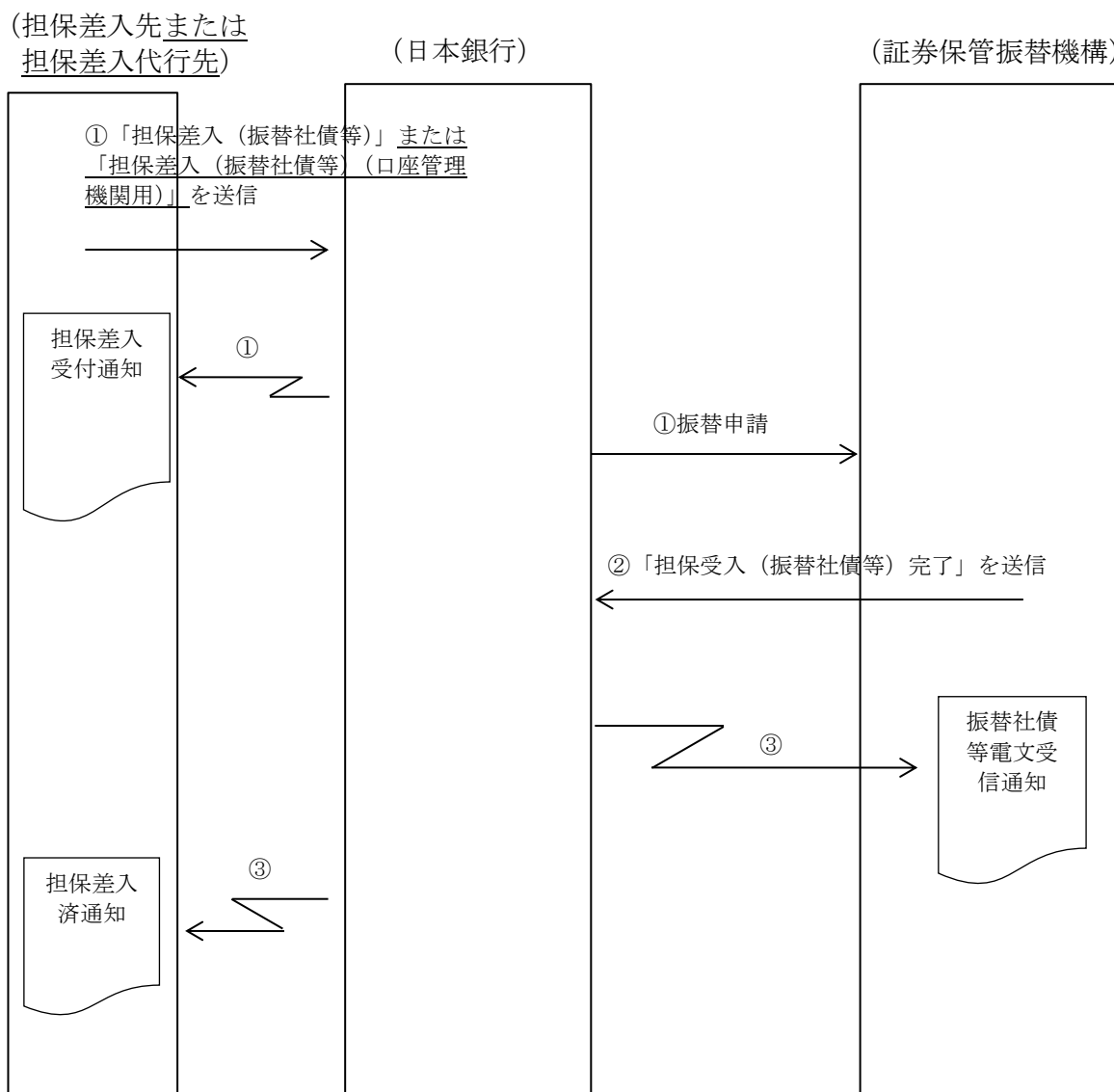
「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（担保関係事務）  
 <株式会社証券保管振替機構用>」中一部改正

○ 第1編 I. 2. (1) を横線のとおり改める。

(1) 担保差入

イ. 事務の流れ

振替社債等の日本銀行への担保差入にかかる事務の流れは、次の図のとおりです。



ロ. 事務の詳細

振替社債等の日本銀行への担保差入にかかる事務の詳細は、次のとおりです。

① 「振替申請」の受付

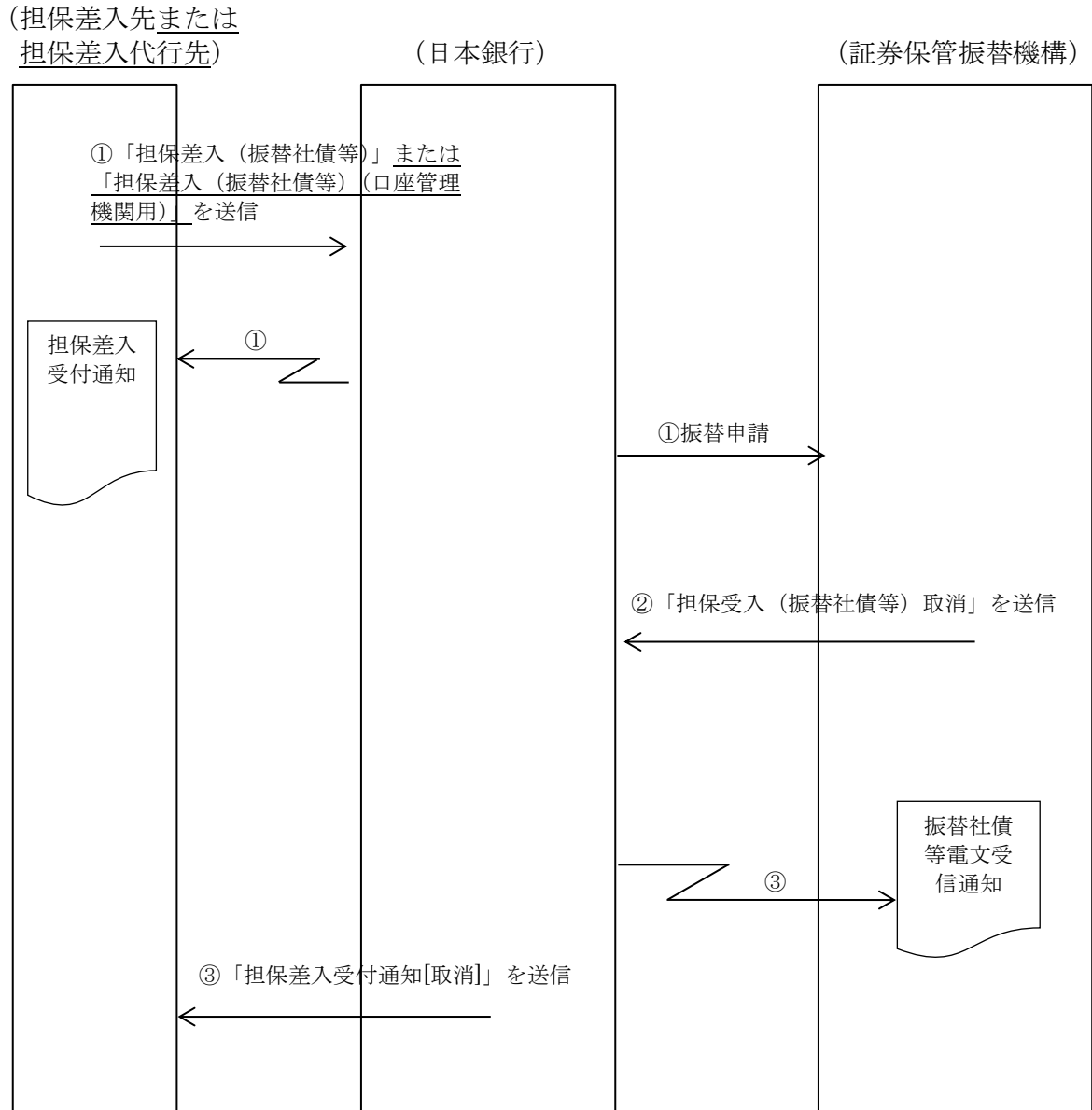
日本銀行は、担保差入先から「担保差入（振替社債等）」（業務処理区分コード 541103）を受付けた場合<sup>(注)</sup> または担保差入代行先から「担保差入（振替社債等）（口座管理機関用）」（業務処理区分コード 541106）を受付けた場合には、 機構に「振替申請」（5421-00100）を送信します。

（注）担保差入先から「担保差入証書（振替社債等）」または「担保差入証書（振替社債等）（顧客口用）」を受付けた場合も同様です。

以下略（不変）

○ 第1編 I. 2. (3) イ. を横線のとおり改める。

イ. 事務の流れ



○ 第1編 I. 4. (注) を横線のとおり改める。

(注) 機構が代行入力を行うことを希望する場合において、日本銀行がこれを許可したときは、機構は、センターからの指示に従い、日本銀行業務局（統括課業務運行統括グループ）に、「振替社債等の担保関係事務に関する代行入出力依頼書」<sup>(註)</sup>（利用細則（共通事務）第28号書式参照）、入力資料、権限者カードおよび端末認証装置を持参してください。この場合にお

いて、機構が代行入力可能な電文は、本マニュアルに定める電文に限ります。詳細については、利用細則（共通事務）を参照してください。

- 第2編の業務処理区分「担保受払等 担保振替社債等・振替処理結果 担保受入(振替社債等)完了」(コード542101)の参考を横線のとおり改める。

#### 参 考

機構から「担保受入(振替社債等)完了」の電文を正常に受信した場合で、かつ処理対象の業務処理区分が「担保差入(振替社債等)」のときには、「担保差入(振替社債等)」を入力した担保差入先に、次の帳票が送信されます。

「担保差入済通知」(5421-00400)

機構から「担保受入(振替社債等)完了」の電文を正常に受信した場合で、かつ処理対象の業務処理区分が「担保差入(振替社債等)」のときで、担保差入先と担保出力指定店舗が異なるときには、担保出力指定店舗に次の帳票が送信されます。

「担保差入済通知」(5421-00400)

機構から「担保受入(振替社債等)完了」の電文を正常に受信した場合で、かつ処理対象の業務処理区分が「担保差入(振替社債等)(口座管理機関用)」のときには、「担保差入(振替社債等)(口座管理機関用)」を入力した担保差入代行先に、次の帳票が送信されます。

「担保差入済通知」(5421-02100)

機構から「担保受入(振替社債等)完了」の電文を正常に受信した場合で、かつ処理対象の業務処理区分が「担保差入(振替社債等)(口座管理機関用)」のときで、担保差入先と担保出力指定店舗が異なるときには、担保出力指定店舗に次の帳票が送信されます。

「担保差入済通知」(5421-00400)

機構から「担保受入(振替社債等)完了」の電文を正常に受信した場合で、かつ処理対象の業務処理区分が「担保差入(振替社債等)(口座管理機関用)」のときで、担保差入先がオンライン担保差入先であるときには、担保差入先に次の帳票が送信されます。

「担保差入済通知」(5421-00400)

機構から「担保受入（振替社債等）完了」の電文を正常に受信した場合で、かつ処理対象の業務処理区分が「担保受入（振替社債等）」のときで、担保差入先と担保出力指定店舗が異なるときには、担保出力指定店舗に次の帳票が送信されます。

「担保差入済通知」（5421-00400）

- 第2編の業務処理区分「担保受払等 担保振替社債等・振替処理結果 担保受入（振替社債等）取消」（コード542102）の参考を横線のとおり改める。

参 考

機構から「担保受入（振替社債等）取消」の電文を正常に受信した場合で、かつ取消対象の業務処理区分が「担保差入（振替社債等）」のときには、利用先（「担保差入（振替社債等）」）を入力した担保差入先に、次の帳票が送信されます。

「担保差入受付通知 [取消]」（5421-00800）

機構から「担保受入（振替社債等）取消」の電文を正常に受信した場合で、かつ取消対象の業務処理区分が「担保差入（振替社債等）（口座管理機関用）」のときには、「担保差入（振替社債等）（口座管理機関用）」を入力した担保差入代行先に、次の帳票が送信されます。

「担保差入受付通知 [取消]」（5421-00800）

機構から「担保受入（振替社債等）取消」の電文を正常に受信した場合で、かつ取消対象の業務処理区分が「担保差入（振替社債等）（口座管理機関用）」のときで、担保差入先がオンライン担保差入先であるときには、担保差入先に次の帳票が送信されます。

「担保差入受付通知 [取消]」（5421-00800）

- 第3編の（業務コードの概要）の○担保差入先コードを横線のとおり改める。

- 担保差入先コード

——— 担保差入を申出る担保差入先の属する金融機関等を示します。金融機関等コードで代用します。